

答 申 第 3 号

平成23年12月2日

芦屋市長 山 中 健 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会

会長 芝 池 義 一

芦屋市情報公開条例第16条第2項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成22年4月5日付け芦市保第4853号による下記の諮問について、以下のよう
に答申します。

記

2010年度の予算案の中で、「金額の多い5事業」及び「総務部のなかで金額
の多い事業（前記を除く）」（但し、いずれも下記「イ」の文書があるもの）につい
ての（ア）予算要求書、最終査定書（なければ請求日時点のもの）、添付資料など、
及び（イ）予算見積（書）作成のために経費を想定・予定する参考資料とする目的
で関係業者から取得した見積書に類する文書又は聞き取って作成した文書の公開
請求についてなされた平成22年1月27日付け公文書非公開決定処分（芦市保第
3985号）に対する異議申立てに関する諮問

第1 本審査会の結論

本件公開請求に対し、芦屋市長（以下「実施機関」という。）は、別表のとおり文書を特定し、平成22年1月27日付け芦市保第3985号で文書dにつき非公開決定処分を行ったが、法人名、代表者名、所在地、法人の印影、代表者の印影を除く情報については、公開することが妥当である。

第2 異議申立ての理由

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が、平成22年1月12日付けで芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、本件公開請求を行ったことに対し、実施機関が平成22年1月27日付け芦市保第3985号で行った非公開決定処分の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び本審査会での意見陳述において主張している異議申立ての理由は次のように要約される。

- (1) 実施機関が管理する情報については公開を原則とし、行政機関側の主観的判断に基づいて非公開とするならば、その範囲が不当に拡大する危険性があり、情報公開制度の実質的意味が失われることにもなりかねない。
- (2) 条例第7条第2号の法人情報は「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」【A】であって、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」【B】であることが要件とされており、「A又はB」ではなく、「A+B」でなければならないということである。【B】の規定は、あえて「害するおそれがあるもの」と規定していることから、「害するおそれがある」事実が存在することを、具体的かつ明確に主張立証しなければならない。しかもそこにある情報は事業者の業務等のごく一部であって、公開しても債権者の社会的評価、信用が失われ事業活動が損なわれないから「入札に影響するおそれがある」とはいえない。さらに、地方公共団体と契約する企業の社会的責任を考慮すれば秘匿すべき情報とはいえず、開示することにより当該法人の競争上若しくは、事業運営上の地位が損なわれる具体的根拠もない。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関が、意見書において主張している内容は次のように要約される。

- 1 文書dは、平成22年度当初予算要求時に福祉医療費助成事業のうちの福祉医療費現金還付事務の業務委託料について、予算要求額を積算するための資料として、当該業務の実績のある法人から取得した参考見積書であり、当該法人の従事者の時給単価見積額が記載されており、条例第7条第2号の法人情報に該当する。
- 2 平成22年福祉医療費現金還付事務の業務委託の契約に際しては、見積参加法人による見積合せで受託法人を決定することになるが、見積合せを実施する以前に、当該時給単価見積額が公開されると、他の見積参加法人の見積額に影響を与えることになり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号の法人情報に該当するとともに、公正な競争が阻害され、適正な見積合せが実施できないおそれがあり、現在及び将来の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第5号の事務事業情報に該当する。

第4 審査会の判断

文書dの非公開情報該当性について

法人名、代表者名、所在地、法人の印影、代表者の印影については、公開することにより見積参加法人が特定され、当該法人の事業活動に対して競争上の不利益が与えられるおそれがあり、条例第7条第2号の法人情報に該当し、これらの情報を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

それ以外の情報については、当該法人の積算の根拠となる情報や利益率その他営業活動の内容が明らかとなる情報は含まれておらず、営業販売活動上の秘密に関する情報としてのノウハウ性は認められないため、条例第7条第2号の法人情報に該当しない。

たとえこれらの情報を公開しても、契約締結を目指す業者間の競争原理が適正に働いているならば、各業者が可能な限り低い価格で見積もることが予想され、契約金額が高止まりになる可能性は低いと考えられる。また、契約締結後、業者は契約金額、契約業者について知ることが可能であり、実際の契約金額の一部は、決算書において確認することが可能であることから、業者は過去の契約金額を参考に積算すると考えられる。しかも、毎年経済状況は変化するものであり、各年度の予算が次年度に影響する可能性は未知数であり、公開による客観的かつ具体的支障のおそれは認められない。

さらに、予算編成の根拠となった本件公文書を公開することは、予算作成手続が適正に行われていることを証明するものであると同時に、予算編成過程は、住民にとって関心のある事柄であり、透明性の確保が求められており、公開によってもたらされる利益を十分に配慮する必要がある。

以上のことから、本情報は、公開しても当該事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、条例第7条第5号の事務事業情報には該当しない。

よって、文書dのうち、法人名、代表者名、所在地、法人の印影、代表者の印影を除く情報を公開すべきである。

したがって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

以 上

別表

事業所管課	事業費名	文書記号	文書名	文書保管課
環境処理センター	ごみ焼却施設制御に関する改修事業に係る経費	a	・平成22年度予算要求書, 最終査定書	財政課
		b	・改修計画案 2009.3 (平成21年3月作成の芦屋市環境処理センターごみ焼却施設改修工事統一発注仕様書の一部) ・改修計画案 2009.6.1	環境処理センター
保険医療助成課	福祉医療費助成事業に要する経費	c	・平成22年度予算要求書, 最終査定書	財政課
		d	・見積書 ・平成22年度予算要求内容	保険医療助成課
こども課	子ども手当に係る経費	e	・平成22年度予算要求書, 最終査定書	財政課
		f	・見積書 ・節別要求基準 ・概算要求基準 ・法令集パンフレット ・保守料支払内訳.xls/22 保守料一覧(課集計) ・子供手当対象児童数及び世帯数 ・平成22年度児童手当支払額予測(所得制限有り平成22年2月~平成23年1月分) ・平成22年度児童手当支払額予測(所得制限撤廃分平成22年4月~平成23年1月分)	こども課

事業所管課	事業費名	文書記号	文書名	文書保管課
			・平成22年度子ども手当 支払額予測(平成22年4 月～平成23年1月分) (児童手当の差額分)	
こども課	児童扶養手当法 等に係る経費	g	・平成22年度予算要求 書, 最終査定書	財政課
		h	・見積書 ・平成22年度児童扶養手 当予算資料(母子) ・平成22年度児童扶養手 当予算資料(父子) ・概算要求基準	こども課
	市立保育所運営 費	i	・平成22年度予算要求 書, 最終査定書	財政課
		j	・見積書	こども課
財政課	市立芦屋病院事 業助成費	k	・平成22年度予算要求 書, 最終査定書	財政課
		l	・平成22年度病院繰出金 ・年度別一般会計からの繰 入金一覧表	財政課

文書 a～c, e～l 等々については, 平成23年度答申第2, 4, 5号において判断の対象とする。

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 22 年 4 月 5 日	諮問書の受理
平成 22 年 7 月 26 日	第 1 回審議
平成 22 年 9 月 8 日	異議申立人意見陳述 第 2 回審議
平成 22 年 10 月 28 日	第 3 回審議
平成 23 年 3 月 30 日	第 4 回審議
平成 23 年 4 月 21 日	第 5 回審議
平成 23 年 5 月 19 日	第 6 回審議
平成 23 年 6 月 16 日	第 7 回審議
平成 23 年 7 月 22 日	第 8 回審議
平成 23 年 8 月 11 日	第 9 回審議
平成 23 年 10 月 4 日	第 10 回審議
平成 23 年 10 月 27 日	第 11 回審議
平成 23 年 11 月 14 日	第 12 回審議